

# 国の補助金・助成金を活用して 賃上げに取り組む市内中小事業者を応援します！

## 事業名

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金

## 内容

国等の実施する賃上げに係る各種補助金等の申請について専門家（経営革新等支援機関・中小企業診断士・社会保険労務士等）の支援を受ける経費の一部補助

## 申請期間

申請期間 令和8年4月1日(水) ~ 12月31日(木)

## 対象

※要件を一部抜粋

- ① 船橋市内に事業所を有する中小事業者で、今後も市内で事業活動を行う意思があること
- ② 令和8年4月1日以降に、賃上げを要件とする国の補助金もしくは助成金に申請していること
- ③ 申請期間中に賃上げに係る国等の補助金もしくは助成金について対象となる専門家（経営革新等支援機関・中小企業診断士・社会保険労務士等）と契約を締結し経費を支払っていること
- ④ 市税の滞納がないこと

## 補助内容

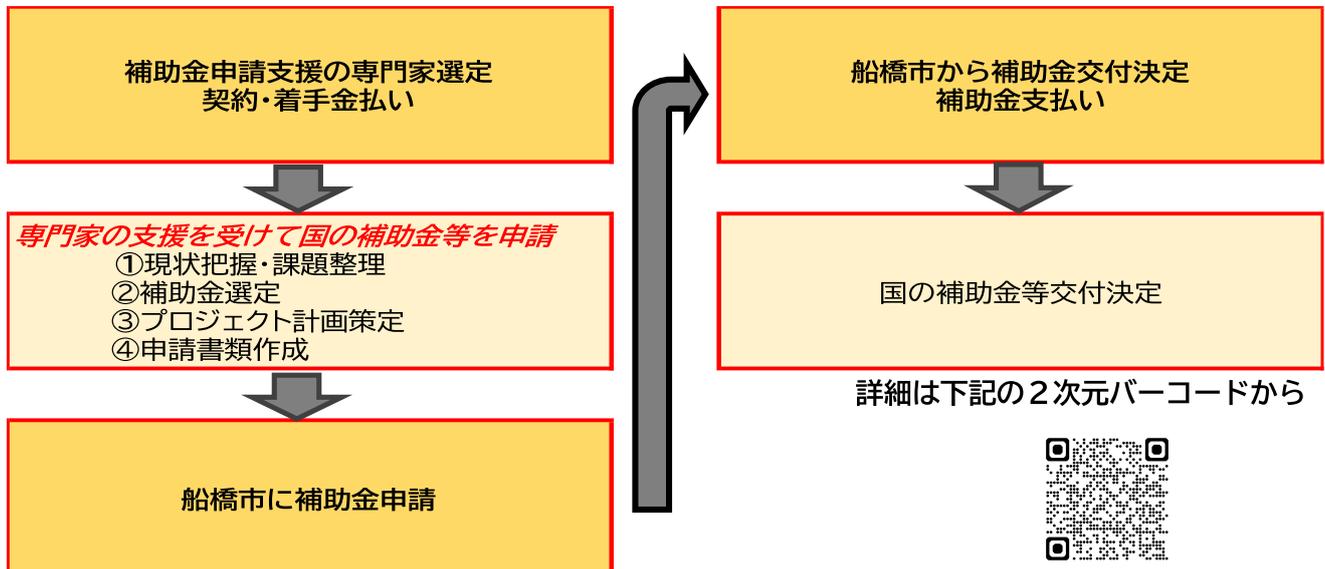
- ・補助率 **3/4**（上限15万円）
- ・補助対象経費 専門家に依頼する国の補助金等申請支援に係る経費

## 対象となる国の補助金・助成金（賃上げの交付・加点・加算要件があるもの）

※一部抜粋

【中小企業庁補助金】ものづくり補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、他  
【厚生労働省助成金】業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、他

## 事業の流れ



お問い合わせ 船橋市経済部商工振興課 経営労政係 電話 : 047-436-2475  
FAX : 047-436-2466 メール : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp